

# 山形大学附属中学校 学校いじめ防止基本方針



山形大学附属中学校  
Yamagata University Junior High School

いじめ防止対策推進法より

(学校いじめ防止基本方針)

第十三条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。《学校いじめ防止基本方針》

(学校におけるいじめの防止等の対策のための組織)

第二十二条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

## 第1 いじめ防止等のための対策の基本的な方向

### 1. 基本的な考え方

《意義》

いじめから一人でも多くの生徒を救うためには、生徒を取り囲む教職員や保護者等の大人一人一人が「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」「いじめはどの生徒にもどの学校でも起こりうる」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚しながら、学校全体としていじめの問題に対峙するための方針や体制を整備することの必要性から策定した。

《基本理念》

いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての生徒が安心して学校生活を送り、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

また、全ての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することのないようにするため、いじめの問題に対する生徒の理解を深めることを旨として行われなければならない。

さらに、いじめを受けた生徒の生命及び心身を保護することを最重要としながらも、各関係者との連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

《いじめの定義》

当該生徒と一定の人間関係にある他の生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、起こった場所の学校内外を問わず、また、けんかなど些細な事象に見えたり好意で行ったことのように見えたりした場合でも、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

【いじめの様態の例】

- ① 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ② 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ④ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ⑤ 金品をたかられる。
- ⑥ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ⑦ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたりさせられたりする。
- ⑧ パソコンや携帯電話（スマートフォンを含む）等で誹謗中傷や嫌なことをされる。

《いじめの理解》

いじめはどの生徒にも、どの学校にも起こり得るものである。「暴力を伴わないいじめ」は多くの生徒が加害も被害も経験する可能性があるが、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、生命または身体に重大な危険を生じさせ得る。さらに、いじめの加害・被害だけでなく「観衆」や「傍観者」の存在にも注意を払う必要がある。

また、近年は新型コロナウイルス感染症に係るいじめ等の可能性についても考慮する必要があり、本人のみならず近親者や家族の状況についても十分に配慮しなければならない。

#### 《いじめの解消》

少なくとも、次の①と②の要件をみたす必要がある。

- ①「いじめに関わる行為が止んでいること」少なくとも3ヶ月以上の期間、被害者に対する心理的  
行為及び物理的行為が止んでいるか確認する。
- ②「被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと」被害生徒本人及びその保護者との面談等、時間を  
とって話をした上で確認する。

## 2. いじめ防止等に関する基本的な方針

いじめ問題の対策について、以下の取り組みを進める

- いじめの防止→「いじめは決して許されないこと」の理解を促し、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養う。
- いじめの早期発見→すべての大人が連携し、生徒の些細な変化に気付く力を高めるとともに、生徒がいじめを訴えやすい体制を整える。
- いじめへの対処→いじめが確認された場合、ただちに組織的な対応を行うとともに、各関係機関と連携を図れるような体制整備を行う。
- 地域や家庭との連携→社会全体で生徒を見守り、健やかな健康を促すため、学校と地域、家庭との連携を図れるよう、組織的な体制を構築する。
- 関係機関との連携→教育上の指導の効果が上がらない場合は、関係機関（警察、児童相談所、医療機関等）との適切な連携が必要であり、そのための情報共有体制を構築しておく必要がある。

## 第2 いじめ防止等のための対策の内容

### 1. いじめを未然に防止するための取り組み

#### (1) 道徳の心の教育の充実

全教育活動を通して、他者を思いやる心や正義を大切にするなどの誠実な社会性を育み、いじめを許さない集団づくりに努める。

#### (2) 情報教育の充実

情報モラルやインターネットに関わるルールについて学ぶ機会を設け、生徒及び保護者に対して適切な利用についての啓蒙を図る。また、専門家を招き、生徒・保護者・教員向けの研修会を実施する。

#### (3) いじめ防止講話の実施

年度始めに、生徒がいじめの問題等について理解を深められるよう、生徒指導主事を講師として、各学年に対しいじめ防止講話を実施する。その後、各学年において道徳の時間において一人ひとりがいじめについて真剣に向き合う機会を設定する。

#### (4) 学級活動でのSST（ソーシャルスキルトレーニング）の実施

学年に応じて、より良い人間関係の構築のための具体的な言葉の選び方や発し方、行動の仕方について具体的な場面を設定してロールプレイ形式で考えさせる機会を設定する。

#### (5) 生徒会を始めとする生徒の主体的な活動

生徒会活動としていじめ防止へ向けた活動の取り組みを行い、全校生徒のいじめ防止に対する意識の啓蒙化を図る。

#### (6) 家庭、保護者との連携

学校いじめ防止基本方針の周知徹底を行い、いじめについての理解を深められるような機

会を設ける。自己肯定感の向上を大切にし、温かな人間関係の形成を育めるよう、家庭教育の重要性を伝える。

《いじめ防止に係る年間活動計画》別紙参照

## 2. いじめ早期発見に向けての取り組み（早期発見マニュアル含む）

### （1）日々の学級経営の充実

校内生活での生徒の様子丁寧な見とり、グループノート、短学活での担任講話などにより、生徒が学校生活の充実を図れるように支援する。

### （2）相談体制の整備

#### ① 隔月1回（月末実施予定）の「教育相談アンケート」の実施

相談したい内容、相談したい相手を明記させ、情報収集に努める。

#### ② 週2回の生徒活動日の中で、生徒が相談できる時間の確保

部活動日以外で、生徒活動日として学級・学年の時間を設定し、相談しやすい雰囲気をつくる。

#### ③ 年間55回のスクールカウンセラーによるカウンセリングの実施

面談可能日を生徒や保護者に周知し、生徒や保護者の希望に応じて随時カウンセリングを受けられるような体制をとる。

#### ④ メンタルケアコーディネータによるメンタルケアサポート

四附間で連携を図り、進学によるギャップの解消に努めたり、事前の情報交換によるサポート体制づくりを行ったりする。

#### ⑤ 学生ボランティアによるメンタルケアサポート

山形大学学生による一時予防的な意味合いでの授業支援や別室支援を実施する。

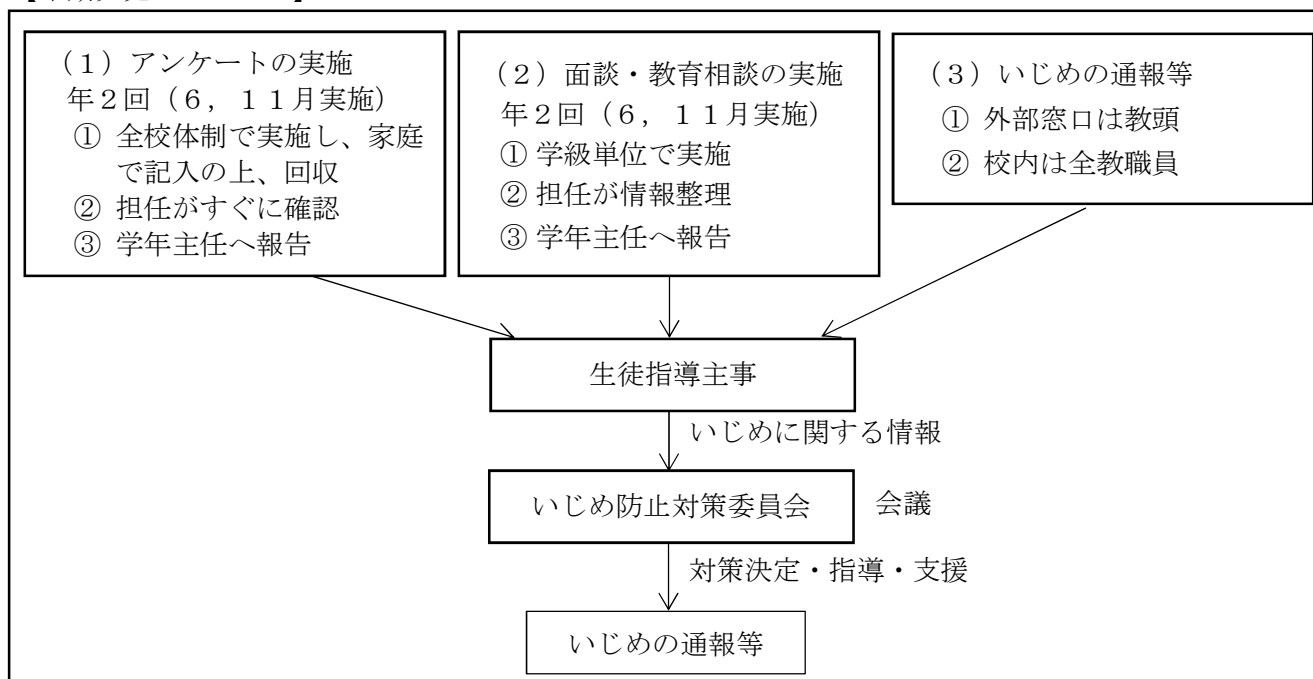
### （3）いじめ発見アンケートと教育相談（二者面談）の実施

年2回（6月、11月）いじめ発見アンケートを実施し、その後そのアンケートをもとに教育相談（二者面談）を担当と行う。

### （4）校務ソフトを活用した教師間の密な情報交換

学校生活における生徒の変化やサインを見逃さないよう、また情報を密に交換できるよう、校務ソフトに細やかな記録をとり、生徒の共通理解を図る。

### 【早期発見マニュアル】



3. いじめ早期解決に向けての取り組み（事案対処マニュアル含む）

(1) いじめを受けた生徒、いじめを知らせてきた生徒の安全の確保

(2) いじめの詳細確認（いじめられた側に立って）

正確な情報収集と指導体制、方針の確認

① 情報収集の内容→日時（期間）、場所、被害者生徒、加害者生徒、関係者、内容、状況

② 校長への報告→校長のリーダーシップのもと、組織的に対応する。

③ 臨時いじめ防止対策委員会の開催→情報の共有化、いじめ問題に対する対応の計画の策定

関係生徒への聞き取り・指導、保護者への連絡・対応

関係機関への連絡などの対応（必要に応じて）

(3) いじめを受けた生徒に対する支援

① 生徒の心情に寄り添い、味方となって支える。

（保護者に対して）

② 学年主任・担任で対応し、電話や面談等で現状の報告と今後の対応について説明する。

③ 保護者の考えや不安等を確認し、対応を即答できれば伝え、いじめ防止対策委員会への相談が必要な場合は後日報告する。

(4) いじめを行った生徒に対する指導

① 事実を確認し、いじめを受けた生徒の心情を理解させ、二度と繰り返さないように指導する。

（保護者に対して）

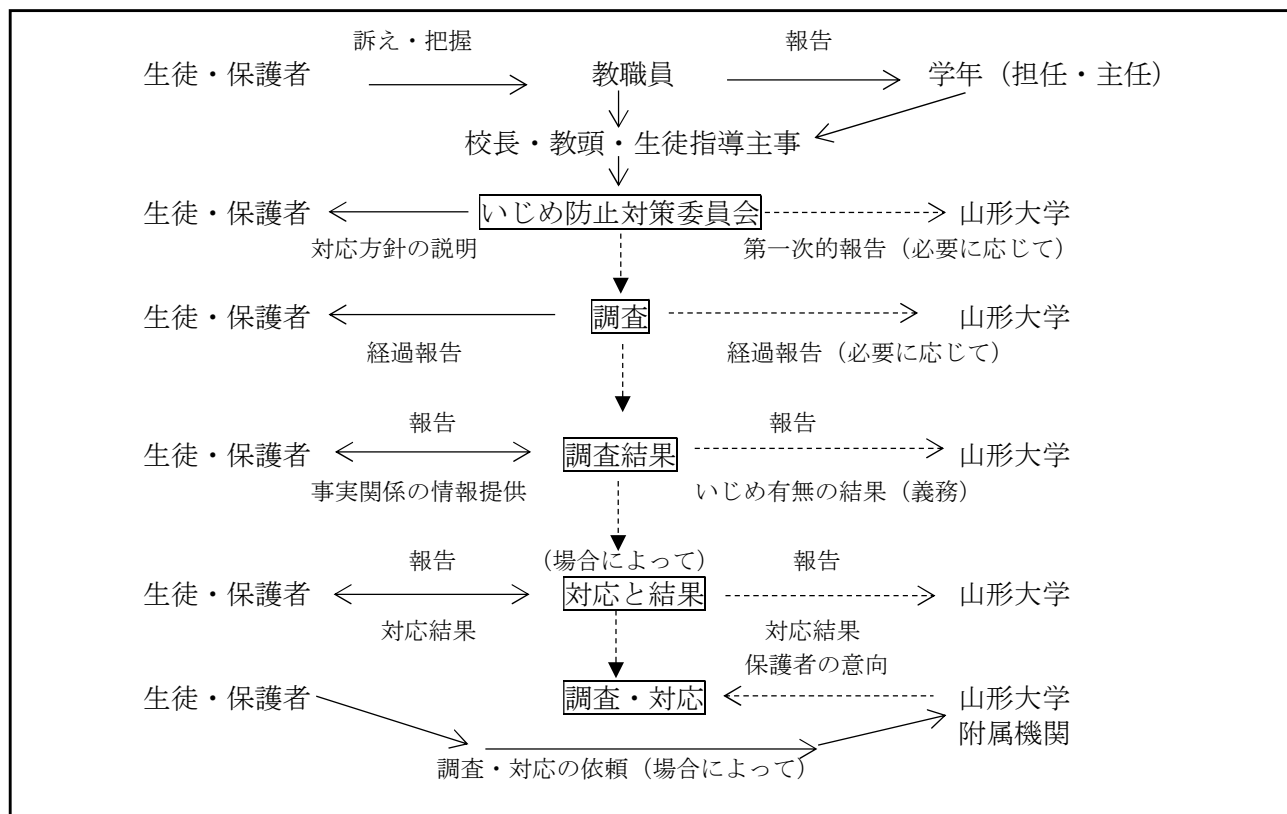
② 学年主任・担任で対応し、電話や面談等で現状について報告を丁寧に行った上で理解を求め、学校への協力を求めながら解決を促す。

(5) 集団への指導、継続観察（事後の対応）

① いじめに関わる行為が止んでいること。（少なくとも3ヶ月以上）

② 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

【事案対処マニュアル】



#### 4. いじめ問題に取り組むための校内組織（いじめ対策組織）

(1) 名称 「いじめ防止対策委員会」

(2) 構成員

校長	教頭	主幹教諭
3年主任	2年主任	1年主任
教育相談担当	養護教諭	生徒指導主事
メンタルケアコーディネータ	特別支援コーディネータ(校内)	

※必要に応じて特別支援コーディネータ、スクールカウンセラーも参加する。

(3) 会議日 定例会；年2回いじめアンケート実施後に開催  
臨時会；いじめ発生時に召集

(4) 内容 いじめの防止策、確認されたいじめについての対応策について協議する。

#### 5. 教育的諸課題から配慮すべき生徒への対応

以下の生徒に対しては、より丁寧に様子を見とり、相談機会を頻繁に設けるように努める。

- ・ 発達障がいを含む、障がいのある生徒
- ・ 海外から帰国した生徒や外国人の生徒
- ・ 性同一障がいや性的指向・性自認に関わる生徒
- ・ 被災生徒

#### 6. 重大事態への対応

(1) 重大事態の定義

- ① いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ② いじめにより生徒が相当の期間（30日以上）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。（ただし、一定期間連続して欠席しているような場合などは、欠席が30日に至らない場合であっても調査に着手）
- ③ 生徒や保護者から、いじめにより①や②に至ったという申し立てがあったとき。

(2) 重大事態に関わる対処

- ① 校長は、重大事態が発生した疑いがあると認めるときや重大事態が発生した場合は、直ちに運営部（大学）へ報告する。
- ② 運営部（大学）と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。組織には、第三者的立場の弁護士等を加えるようにする。
- ③ 保護者対応については、運営部（大学）と協議の上、対処の仕方を決める。
- ④ マスコミ対応については、運営部（大学）と協議の上、対処の仕方を決めて、窓口を教頭に一本化する。
- ⑤ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするために調査する。
- ⑥ 上記結果に基づいて、いじめを受けた生徒及びその保護者に対し、事実関係その他必要な情報を報告する。
- ⑦ いじめを受けた生徒及びその保護者、いじめを行った生徒及びその保護者双方への支援を行う。
- ⑧ 正常な学校教育活動を維持するために、関係した生徒への心のケアを大学のスーパーバイザーの協力を得ながら行っていく。

#### 7. 出席停止制度の適切な運用等その他いじめ防止等に関すること

(1) 本校の設置者（山形大学）は、生徒の安全を確保し、教育を受ける権利を保障するためにやむを得ない場合、いじめを行った生徒を出席停止とすることができる。その場合はあらかじめ保護

者の意見を聴取し、理由及び期間を記載した文書を交付するものとする。本校の設置者（山形大学）は、出席停止の期間における学習に対する支援その他の教育上必要な措置を講じなければならない。さらに、大学及び学校は、家庭の協力も得ながら、関わりを持ち厚生させていく。（学校教育法 第35条 に準ずる）

- (2) 必要に応じて、運営部（大学）と相談の上、外部機関（警察、医療機関、児童相談所、教育センターなど）と連携し、指導、助言または支援を依頼する。

## 8. 校内研修の実施

### (1) 教職員研修の実施

年1回以上、全職員でいじめの定義や態様、特質、具体的な指導上の留意点などについて職員会議や校内研修で周知を行い、日頃から共通理解を図っていく。

### (2) 教育相談委員会での研修

週1回程度、教育相談委員会内で生徒の情報交換を行うとともに、いじめの防止や対応について研鑽を積んだり、スクールカウンセラーや養護教諭、メンタルケアコーディネータと共に研修を行ったりしていく。

## 9. 家庭や地域、関係機関との連携

### (1) 家庭との信頼関係の構築

家庭から常に学校に相談できるような信頼関係構築のために細やかな連絡を行う。また、保護者用いじめチェックシートを活用するなどして、保護者と連携して生徒を見守る。

### (2) 所轄警察署との連携

- ① 必要に応じて、山形警察署生活安全課と連携を図る。☎023(627)0110 内線283  
② 緊急性がある場合は、警察（110番）や救急車（119番）へ通報する。

## 10. 学校における点検と評価

- ① 学校評価を通して、日常の生徒理解やいじめの未然防止、早期発見、情報共有や組織的な対応等について点検・評価を行っていく。  
② 教員による自己評価を通して、日常の生徒理解、未然防止、早期発見、適切な対応や取り組み等について、点検・評価を行っていく。  
③ いじめ防止対策委員会は、学校いじめ防止基本方針の策定や見直し、いじめの取り組みが計画通りに進んでいるかどうかのチェックや、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直しなど、いじめ防止等の取り組みについてPDCAサイクルで検証を行う。

## 11. 学校いじめ防止基本方針の見直し

法の施行状況や国や県の基本方針の変更等を勘案しながら、必要に応じて基本方針の見直しを図っていく。

## 附則

平成25年11月1日 策定  
平成30年 4月1日 改訂  
令和 3年 2月1日 改訂